

議案第35号

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部
改正について

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月27日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、議員の職務と責任の重要性、府内の他市の状況等を考慮し、議員報酬の改定を行うとともに、国家公務員等における旅費制度見直しに伴い、本市においても経済社会情勢の変化に対応するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年京田辺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「515,000円」を「535,000円」に改め、同項第2号中「430,000円」を「450,000円」に改め、同項第3号中「405,000円」を「425,000円」に改め、同項第4号中「400,000円」を「420,000円」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第4条第4項を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対

応する分については、なお従前の例による。

(京田辺市議会広報広聴特別委員会条例の一部改正)

4 京田辺市議会広報広聴特別委員会条例(令和3年京田辺市条例第17号)
の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

改正案	現 行	改正理由														
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>535,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>450,000円</u></p> <p>(3) 委員長 月額 <u>425,000円</u></p> <p>(4) 議員 月額 <u>420,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により支給する旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>515,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>430,000円</u></p> <p>(3) 委員長 月額 <u>405,000円</u></p> <p>(4) 議員 月額 <u>400,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 議員が招集に応じ、本会議又は付議された事件を審議する委員会に出席した場合は、費用弁償として1日につき1,500円を支給する。</u></p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1032 922 1957 1279"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鉄道賃、船賃及び航空賃</th> <th rowspan="2">車賃（1kmにつき）</th> <th colspan="2">日当（1日につき）</th> <th rowspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食卓料（1夜につき）</th> </tr> <tr> <th>鉄道50km以上、水路50km以上、陸路15km以上（片道）</th> <th>鉄道50km未満、水路50km未満、陸路15km未満（片道）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等旅客運賃及び特別車両料金等</td> <td>37円</td> <td>3,000円</td> <td>支給しない。ただし、宿泊を伴う場合は3,000円を支給する。</td> <td>13,300円。ただし、備考に掲げる地域での宿泊料は14,800円とする。</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>宿泊料の特例地域は、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市とする。</u></p>	鉄道賃、船賃及び航空賃	車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	鉄道50km以上、水路50km以上、陸路15km以上（片道）	鉄道50km未満、水路50km未満、陸路15km未満（片道）	1等旅客運賃及び特別車両料金等	37円	3,000円	支給しない。ただし、宿泊を伴う場合は3,000円を支給する。	13,300円。ただし、備考に掲げる地域での宿泊料は14,800円とする。	3,000円	<p>報酬の改定</p> <p>旅費の計算方法の変更</p> <p>委員会出席の費用弁償の削除 別表の削除</p>
鉄道賃、船賃及び航空賃	車賃（1kmにつき）			日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）							
		鉄道50km以上、水路50km以上、陸路15km以上（片道）	鉄道50km未満、水路50km未満、陸路15km未満（片道）													
1等旅客運賃及び特別車両料金等	37円	3,000円	支給しない。ただし、宿泊を伴う場合は3,000円を支給する。	13,300円。ただし、備考に掲げる地域での宿泊料は14,800円とする。	3,000円											

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

改正案	現 行	改正理由
<p>[京田辺市議会広報広聴特別委員会条例の一部改正（附則第4項関係）]</p> <p>(委任) 第7条 (略)</p>	<p>[京田辺市議会広報広聴特別委員会条例の一部改正（附則第4項関係）] (費用弁償)</p> <p>第7条 委員が招集に応じ委員会に出席したときは、費用弁償を支給することができる。</p> <p>2 前項の費用弁償の額は、京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年京田辺市条例第8号）第4条第4項に規定する額と同額とする。</p> <p>(委任) 第8条 (略)</p>	<p>引用条文の削除</p> <p>条の繰り上げ</p>